

川崎市健康管理支援嘱託員設置要綱

23 川健保第 1955 号

平成 24 年 3 月 6 日付け局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市健康管理支援嘱託員（以下「健康管理支援員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 健康管理支援員は、地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定される特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

(職務内容)

第 3 条 健康管理支援員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 被保護世帯を訪問し、生活状況を確認したうえで、健康管理に関する助言、指導を行う。
- (2) 被保護者の健康管理等について、地区担当員への助言を行う。
- (3) 医療や健康に関する情報を収集、整理し、広く福祉事務所内に提供する。
- (4) 入退院または転院などに際して、健康状態等から必要と認められる場合に同行する。
- (5) 活動実績等について、定期的な報告を行う。
- (6) その他

(定数)

第 4 条 健康管理支援員の定数は、4 人とする。

(勤務場所)

第 5 条 健康管理支援員の勤務場所は、川崎区役所地域みまもり支援センター

(福祉事務所・保健所支所) 保護第 1 課に 2 人、幸区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護第 1 課に 1 人、多摩区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護第 1 課に 1 人とする。

(任用)

第 6 条 健康管理支援員は、保健医療福祉に関する専門知識を有する保健師や看護師等の有資格者のうちから、健康福祉局生活保護・自立支援室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 健康管理支援員の任用期間は、原則として 1 年以内とする。

3 健康管理支援員の任用等の事務は、健康福祉局生活保護・自立支援室が所管する。

第 6 条の 2 前条第 1 項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱 (4 川総雇第 7 3 号) の適用を受ける健康管理支援員については、この限りではない。

(任用の更新)

第 7 条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である健康管理支援員について、その任用期間を 4 回に限り更新することができる。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱の適用を受ける健康管理支援員については、満 65 歳に達した日以後における更新はできない。この場合において、更新回数が上限に達した健康管理支援員について、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第 6 条第 1 項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

2 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱の適用を受ける健康管理支援員については、市長が特に必要であると認めたときは、第 1 項の規定にかかわらず任用期間を満了した健康管理支援員の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第8条 健康管理支援員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第9条 健康管理支援員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(解職)

第10条 市長は、健康管理支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良好でないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 健康管理支援員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日 月曜から金曜までの週5日又は4日勤務とし、週29時間を越えないものとする。
- (2) 勤務時間 1日の勤務時間は次のいずれかとし、その割り振りは所属長が定める。

ア 週5日勤務 午前8時30分から午後3時15分、午前9時から午後

3時45分、午前10時30分から午後5時15分

イ 週4日勤務 午前8時30分から午後5時15分の間で7時間15分

(3) 休憩時間 勤務時間内において60分間

(4) 休日 正規職員の例による。

(勤務を要しない日の振替)

第11条の2 所属長は、健康管理支援員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第11条の3 所属長は、健康管理支援員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、健康管理支援員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生じるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 健康管理支援員に、次の勤続年数ごとの休暇日数の区分に応じ、当該区分に掲げる日数の年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。

1週間の勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

	13日	15日	15日	15日	15日
5日	10日	11日	12日	14日	16日
	18日	20日	20日	20日	20日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた健康管理支援員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与されるものとする。

- 2 4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された健康管理支援員に、その会計年度に付与することができる年次有給休暇の日数は、健康管理支援員の任用期間に応じ次に掲げるとおりとする。

	任用期間(1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てる。)						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
週4日勤務 休暇日数	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
週5日勤務 休暇日数	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

- 3 第7条の規定に基づき任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に繰り越すことができる。

（特別休業）

第13条 健康管理支援員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）に定めるところにより特別休業を付与することができる。

（育児休業）

第14条 健康管理支援員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第15条 市長は、健康管理支援員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱

託員に関する要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第16条 健康管理支援員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところによる。

5 第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬額)

第17条 健康管理支援員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 健康管理支援員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 健康管理支援員が、勤務日に勤務しないときは、年次有給休暇及び特別有給休暇を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 健康管理支援員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬月額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第20条 健康管理支援員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第21条 健康管理支援員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 健康管理支援員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 健康管理支援員は、この要綱による職の信用を傷つけ、又は健康管理支援員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 健康管理支援員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、健康管理支援員の服務については正規職員の例による。
- 6 所属長は、健康管理支援員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

(社会保険の適用)

第22条 健康管理支援員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第23条 健康管理支援員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

- 2 健康管理支援員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第24条 健康管理支援員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法

律第49号)その他の関係法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の要綱第5条、第6条の2及び第7条の規定は、同年4月1日以降を任用の期間とする任用から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。